男鹿市告示第28号

男鹿市介護サービス事業者等指導実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月27日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市介護サービス事業者等指導実施要綱の一部を改正する告示 男鹿市介護サービス事業者等指導実施要綱(平成20年男鹿市告示第49 号)の一部を次のように改正する。

改正後

男鹿市<u>介護保険施設等</u>指導実施 要綱

(指導の実施)

- 第3条 指導は、男鹿市の職員又は市 長が必要と認める職員が行うものと する。
- 2 (略)

(指導形態等)

- 第4条 指導の形態は、次に掲げると おり**と**する。
 - (1) 集団指導

集団指導は、指導の対象となる <u>介護保険施設等</u>を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。 <u>なお、オンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。)の活用による動画の配信等による実施も可能とする。</u>

改正前

男鹿市<u>介護サービス事業者等</u>指 導実施要綱

(指導の実施)

- 第3条 <u>実地</u>指導は、男鹿市の職員又 は市長が必要と認める職員が行うも のとする。
- 2 (略)

(指導形態等)

- 第4条 指導の形態は、次に掲げると おりする。
 - (1) 集団指導

集団指導は、指導の対象となる<u>サービス事業者等</u>を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。

(2) 書面指導

書面指導は、指導の対象となるサービス事業者等から書面の提出を受けた上で、一定の場所で面談方式により行うものとする、ただし、事前に提出された書面を確認した結果、面談の必要がないと判断した場合は、面談を省略することができるものとする。

(2) 運営指導

運営指導は、次の内容について、原則、実地に行うものとする。また、市長が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働大臣及び市長又は県知事及び市長が合同で行うものを「合同指導」とする。なお、運営指導は、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行うものとする。

- ア 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質 (施設・設備 や利用者等に対するサービスの 提供状況を含む。) に関する指 導
- <u>イ</u> 最低基準等運営体制指導 基 準等に規定する運営体制に関す る指導(ウに関するものを除 <u>く。)</u>
- ウ <u>報酬請求指導 加算等の介護</u> <u>報酬請求の適正実施に関する指</u> 導

(3) 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、 基準等への適合性に関し、介護保 険施設等による自己点検を励行す るものとし、前号ア及びイについ ては、介護サービスの質の確保. 利用者保護等の観点から重要と考 えられる標準的な確認すべき項目 (以下「確認項目」という。)及 び標準的な確認すべき文書(以下 「確認文書」という。) に基づき <u>実施する。なお、サービス種別毎</u> の確認項目及び確認文書について は介護保険施設等運営指導マニュ アルについて(令和4年3月31日 付け老発 0331 第7号厚生労働省老 健局長通知。以下「運営指導マニ 改正前

(3) **実地**指導

実地指導は、次の形態により指導の対象となるサービス事業者等の事務所において実地に行うものとする。

- <u>ア</u> <u>市が単独で行うもの(以下「一</u> 般指導」という。)
- イ 厚生労働省及び市又は県及び市 が合同で行うもの(ウに掲げるも のを除く。以下「合同指導」とい う。)
- ウ 厚生労働省及び市が合同で行う ものであって、全国的に影響の大 きいと考えられる活動を行うサー ビス事業者等又は特に重点指導を 必要とするサービス事業者等につ いて行うもの(以下「特別合同指 導」という。)

改正後 改正前

<u>ュアル」という。)によるものと</u> する。

また、運営指導(前号ア及びイに限る。)においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

(指導対象の選定)

- 第5条 指導は全ての<u>介護保険施設等</u> を対象と<u>し、</u>効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次に掲げる基準を標準として対象の選定を行うものとする。
 - (1) 集団指導の選定基準

集団指導は、市長が指定の権限 を持つ全ての介護保険施設等を対 象に行う。

(2) **運営**指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 新規に指定を受けてから2年未満の介護保険施設等を対象に実施する。

(イ) 前回運営指導を実施し

(指導対象の選定)

- 第5条 指導は全ての<u>サービス事業者</u> 等を対象と<u>するが、重点的かつ</u>効率 的な指導を行う観点から、指導形態 に応じて、次に掲げる基準を標準と して対象の選定を行うものとする。
 - (1) 集団指導の選定基準
 - ア 集団指導の選定は、新たに開始 したサービス事業者等について、 概ね1年以内に全てを対象に実施 する。
 - イ 実地指導及び書面指導の対象外 とされたサービス事業者等の中から、前年度における実地指導の結果を踏まえ、引き続き実地指導の必要はないが、継続的には指導の必要があるサービス事業者等を選定して実施する。
 - (2) 書面指導の選定基準
 - ア 書面指導の選定は、実地指導の 対象外となるサービス事業者等の 中から、前年度における実地指導 の結果を踏まえ、引き続き実地指 導の必要はないが、継続的には指 導の必要があるサービス事業者等 を選定して実施する。
 - イ 集団指導の対象となるサービス 事業者等であって、前年度一度も 集団指導に出席していないサービ ス事業者等を対象に実施する。
 - (3) 実地指導の選定基準

アー般指導

- (ア) サービス事業者等のうち、前々年度において集団指導又は書面指導の対象になった事業者を対象に実施する。
- (イ) 内部告発、利用者及びそ

てから一定の期間が経過した 介護保険施設等を対象に 実施 する。

(ウ) その他特に市長が、一般指導が必要と認められる<u>介</u> 護保険施設等を対象に実施する。

イ 合同指導

(ア) 複数の<u>市町村長</u>から指 定を受けている<u>介護保険施設</u> 等を対象に実施する。

(イ) その他特に合同指導が 必要と認められる<u>介護保険施</u> <u>設等</u>を対象に実施する。

(指導方法)

- 第6条 指導の方法は、次に掲げると おりとする。
 - (1) 集団指導

ア 実施通知

市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書

改正前

の家族などから情報提供を受けて、必要と認められるサービス事業者等に対して実施する。

- (ウ) 介護保険法に規定される 勧告、命令を受け期日までに改 善を求められたサービス事業者 等を対象に実施する。
- (エ) その他特に市長が、一般 指導が必要と認められるサービ ス事業者等を対象に実施する。
- (オ) 前年度の指導監査の結果 を踏まえ、実地指導の必要がないと判断した場合は、他の指導 方法に切り替えて実施すること ができる。

イ 合同指導

- (ア) 複数の<u>市町村</u>から指定を 受けている<u>サービス事業者等</u>を 対象に実施する。
- (イ) その他特に合同指導が必要と認められる<u>サービス事業者</u> 等を対象に実施する。

ウ 特別合同指導

- <u>(ア)</u> 全国的に広範囲で活動を 行うサービス事業者等を対象に 実施する。
- (イ) その他特に特別合同指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。
- (4) 県及び他の市町村との連携による実地指導の省略

サービス事業者等に対し、県及び他の市町村が一般指導等を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、市による当該年度における実地指導は省略することができる。

(指導方法)

- 第6条 指導の方法は、次に掲げると おりとする。
 - (1) 集団指導

ア 指導通知

市長は、<u>指導対象となるサー</u> ビス事業者等を決定したとき

改正前

により当該<u>介護保険施設等に対して原則として2月前まで</u>に通知する。

イ 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するとともに、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、県又は市が合同で実施することを検討する。

また、市長が集団指導を実施する場合、その内容について県管内での整合を図るため、相互に事前の情報提供を行う等、連携を図るものとする。

なお、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

は、あらかじめ 集団指導の日 時、場所、出席者、指導内容等 を文書により当該サービス事業 者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象 サービスの取り扱い、介護報酬 請求の内容、制度改正内容及び 過去の指導事例等について講習 等の方式で行うものとする。

(2) 書面指導

ア 指導通知

市長は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ書面指導の日時、場所、出席者、提出書類等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

書面指導は、別に定める「指導調書」に基づき、個別に面談して行うものとする。ただし、事前に提出された書面を確認した結果、面談の必要がないと判断した場合は、面談を省略することができる。

ウ 指導結果の通知等 市長は、指導の結果について改

改正前

善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導の通知をする。

工 改善報告書の提出

市長は、当該サービス事業者等 に対して、文書で指摘した事項に 係る改善報告書の提出を求めるも のとする。

(3) 実地指導

ア 指導通知

市長は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合は、指導の当日に通知することができるものとする。

- (ア) <u>実地</u>指導の根拠規定及び 目的
- (イ) 実地指導の日時及び場所
- (ウ) (略)
- (エ) 出席者
- (才) (略)

イ 指導方法

実地指導は、別に定める「指導調書」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものとする。

(2) 運営指導

ア **実施**通知

市長は、指導対象となる<u>介護</u>保険施設等を決定したときは、 次に掲げる事項を文書により当該<u>介護保険施設等に原則として</u>1月前までに通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合は、指導の当日に通知する。

- (ア) <u>運営</u>指導の根拠規定及び目的
- (イ) <u>運営</u>指導の日時及び場 所
- (ウ) (略)
- (エ) <u>介護保険施設等の</u>出席 者(役職名等で可)
- (才) (略)
- <u>(カ)</u> 当日の進め方、流れ等 <u>(実施する運営指導の形態、</u> スケジュール等)
- イ 指導方法

運営指導は、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものとする。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容(最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。)の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用する。活用に当たっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

- ウ 運営指導の留意点
 - (ア) 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等と自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

<u>(イ)</u> 同一所在地等の運営指 導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する 介護保険施設等に対する運営指 導については、できるだけ同日 又は連続した日程で行うなどに より効率化を図る。

<u>(ウ)</u> 関連する法律に基づく 監査の同時実施

老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、自治体の担当部門間で調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進する。

<u>(エ)</u> 運営指導で準備する書 類等

選営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とし、自治体が既に保有している文書(新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等)については再提出を求めない。

また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

<u>(オ)</u> 利用者等の記録等の確

認

利用者等へのサービスの質を 確認するためにその記録等を確 認する場合は、特に必要と判断 する場合を除き、対象は原則と して3名以内とする。

ただし、居宅介護支援事業所 については、原則として介護支 援専門員1人あたり1名~2名 の利用者についてその記録等を 確認する。

(カ) 事務受託法人等の活用

実施体制等により単独での実施が困難な場合や第4条第2号で規定する実施頻度で実施することが困難な場合は、法第24条の2第1項第1号に規定する指定市町村事務受託法人の活用や地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7に規定する機関等の共同設置を行うなど、複数の市町村と合同で実施すること等について検討すること。

エ 指導結果の通知等

市長は、<u>運営</u>指導の結果、改善を要すると認められる事項がある場合、後日文書によってその旨を通知する。

オ 改善報告書の提出

市長は、当該<u>介護保険施設等</u>に対して、文書で指摘した事項に係る<u>運営</u>指導等改善報告書の提出を求めるものとする。

(監査への変更)

- 第7条 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに次条から第 17条までに規定するところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。
 - (1) 介護給付等対象サービスの事業 の人員、施設及び設備並びに運営 に関する基準に従っていない状況 が著しいと認められる場合又はそ の疑いがあると認められる場合

ウ 指導結果の通知等

市長は、<u>実地</u>指導の結果<u>につい</u> て改善を要すると認められた事項 <u>について</u>、後日文書に<u>よる指導の</u> 通知をする。

エ 改善報告書の提出

市長は、当該<u>サービス事業者等</u>に対して、文書で指摘した事項に 係る<u>実地</u>指導等改善報告書の提出 を求めるものとする。

(指導後の措置等)

第7条 市長は、指導後の措置等について、次に掲げるとおりとする。

(1) 書面指導の結果、指摘した事項 について改善が不十分なサービス事 業者等については、必要があると認 められる場合には、実地指導を行う ものとする。

- (2) 介護報酬請求について、不正を 行っていると認められる場合又は その疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等 の生命又は身体の安全に危害を及 ぼしていると認められる場合又は その疑いがあると認められる場合

(指導に当たっての留意点)

- 第8条指導は、運営指導マニュアルに基づき行うものとし、特に次の事項に留意するものとする。
 - (1) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。
 - (2) 適正な事業運営等に関し効果的 な取り組みを行っている介護保険 施設等については、積極的に評価 し、他の介護保険施設等へも紹介 する等、介護サービスの質の向上 に向けた指導を行う。
 - (3) 運営指導は、基準等に基づき行 うものとし、担当職員の主観に基 づく指導や、当該介護保険施設等 に対する前回の指導内容と根拠な く大きく異なる指導は行わない。
 - (4) 運営指導における個々の指導に あたっては、具体的な状況や理由 を聴取し、根拠規定やその趣旨・ 目的等について懇切丁寧な説明を 行う。
 - (5) 運営指導の際、介護保険施設等 の出席者については、必ずしも事 前に通知した者に限定することな く、実情に詳しい従業者や介護保

改正前

- (2) 実地指導の結果、指摘した事項 について改善が不十分なサービス事 業者等については、再度指導を行う ことにより改善の見込みが認められ る場合には、再度の実地指導を行う ものとする。
- (3) 実地指導の結果、第9条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行うものとする。
- (4) 実地指導の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し自主返還等を指導するものとする。

険施設等を経営する法人の労務・ 会計等の担当者が同席することは 差し支えない。

(監査)

<u>第9条</u> 監査は、<u>介護保険施設等の介</u> 護給付等対象サービスの内容並びに 介護報酬の請求について、県知事及 び市長が条例で定める介護保険施設 等の事業の人員、施設及び設備並び に運営に関する基準に従っていない と認められる場合若しくはその疑い があると認められる場合、又は介護 報酬の請求について不正を行ってい ると認められる場合若しくはその疑 いがあると認められる場合、又は不 正の手段により指定等を受けている と認められる場合若しくはその疑い があると認められる場合(以下「指 定基準違反等」という。)、又は介 護給付等対象サービスの利用者又は 入所者若しくは入居者(以下「利用 者等」という。)について高齢者虐 待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律(平成 17 年法律 第 124 号。以下「高齢者虐待防止 法」という。) に基づき市が虐待の 認定を行った場合若しくは高齢者虐 待等により利用者等の生命又は身体 の安全に危害を及ぼしている疑いが あると認められる場合(以下「人格 尊重義務違反」という。)におい て、市が、当該介護保険施設等に対 し報告若しくは帳簿書類の提出若し くは提示を命<u>じ、出頭を求め、又は</u> 当該職員に関係者に対して質問さ せ、若しくは当該介護保険施設等に 立ち入り、その設備若しくは帳簿書 類その他の物件の検査(以下「立入 検査等」という。)を行い、事実関 係を的確に把握し、公正かつ適切な 措置を採ることを主眼に行うものと する。

(監査対象となる介護保険施設等の 選定基準)

第 10 条 監査は、下記に示す情報を踏 | 第 9 条 監査は、次のいずれかに該当

(監査)

第8条 監査は、実地指導の結果明ら かな不正又は著しい不当等が疑われ る場合、事実関係を的確に把握し、 公正かつ適切な措置を採ることを主 眼に行うものとする。

(監査の選定基準)

改正前

まえて、指定基準違反等又は人格尊 重義務違反の確認について必要があ ると認める場合に立入検査等により 行う。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情 報
- (2) 市が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会(以下 「連合会」という。)、地域包括 支援センターへ寄せられる苦情
- (4) 連合会・保険者からの通報情報
- (<u>5</u>) <u>介護給付費適正化システムの分</u> <u>析から特異傾向を示す介護保険施</u> 設等
- (6) 法第 115 条の 35 第 4 項の規定に 該当する報告の拒否等に関する情 報
- (7) 運営指導を行った市長、県知事 又は厚生労働大臣が、介護保険施 設等において認めた(その疑いが ある場合を含む。)指定基準違反 等及び人格尊重義務違反

(監査実施通知)

- 第 11 条 市長は、監査の対象となる介 護保険施設等を決定したときは、次 に掲げる事項を文書により、監査開 始時に通知する。ただし、運営指導 を実施中に監査に移行した場合は、 口頭により当該事項を含め監査を実 施する旨通知する。
 - $(1)\sim(3)$ (略)
 - (4) <u>監査対象介護保険施設等</u>の出席者(**役職名等で可**)
 - (5) (略)
 - (6) <u>虚偽の報告又は答弁、検査忌避</u> 等に関する懲罰規定
 - (介護保険施設等の出席者)

した場合に行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの内容 に不正又は著しい不当があったこと を疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 法第 78 条の4、第 115 条の 13 又は第 115 条の 22 に規定する基準 に重大な違反があると疑うに足りる 理由があるとき。
- (4) 度重なる指導によっても介護給 付等対象サービスの内容又は介護報 酬の請求に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき。

(監査実施通知)

- 第 10 条 市長は、監査の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合は、監査の当日に通知を行うことができるものとする。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) サービス事業者等の出席者
 - (5) (略)

(サービス事業者等の出席者)

第12条 監査にあたっては、監査の対象となる介護保険施設等の代表者(これに代わる者を含む。以下同じ。)の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬の請求等の関係者の出席を求めるものとする。

(情報提供等)

- 第 13 条 市長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び 監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護 予防サービス事業者等の場合は当該 事業者を指定している全ての市町村 長に情報提供を行い、必要に応じて 同時に監査を実施する等連携を図る ものとする。
- 3 市長は、監査により指定基準違反 等又は人格尊重義務違反と認めると きは、文書によって県知事に通知す る。なお、県と市が同時に監査を行 っている場合には、省略することが できる。

(監査後の行政上の措置)

第14条 市長は、監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」及び「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

改正前

第11条 監査にあたっては、監査の対象となるサービス事業者等の代表者(これに代わる者を含む。以下同じ。)の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬の請求等の関係者の出席を求めるものとする。

(監査後の行政上の措置)

第 12 条市長は、監査後に行う行政上の措置として、法第 78 条の 8、第115 条の 16 及び第 115 条の 25 の規定に基づく勧告及び命令等、法第 78 条の9、第 115 条の 17 及び第 115 条の26 の規定に基づく指定の取り消し等

改正前

を通告する。ただし、指定の取り消し等に至らないと認められる場合は、書面指導を行うものとする。この場合において、行政上の措置に先立ち、介護保険法に基づく監査の結果について、サービス事業者等に通知するものとする。

(1) 勧告

介護保険施設等に指定基準違反 等(介護報酬の請求に関すること を除く。)の事実が確認された場 合、当該介護保険施設等に対し、 期限を定めて、文書により基準の 遵守等の措置をとるべきことを勧 告することができるほか、当該期 限内にこれに従わなかったとき は、その旨を公表することができ る。

なお、勧告した場合は、当該介 護保険施設に対し期限内に文書に よりとった措置について報告を求 める。

(2) 命令

介護保険施設等が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該介 護保険施設等に対し期限内に文書 によりとった措置について報告を 求める。

(3) 指定の取消し等

市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号並びに第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消

改正後 改正前

- し、又は期間を定めてその指定の 全部若しくは一部の効力の停止 (以下「指定の取消し等」とい う。)をすることができる。
- 2 <u>監査の結果については、文書により通知する。ただし、前項各号に該当する場合は、それらの通知に代えることができる。また、前項各号に該当する措置以外で改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求める</u>ものとする。

(聴聞等)

第 15 条 市長は、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、男鹿市行政手続条例(平成 17 年男鹿市条例第 11 号)第 13 条第 1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、こられの規定は適用しない。

(監査後の経済上の措置)

- 第 16 条 市長は、指定の取消し等の処分を行った場合に、当該介護保険施設等が法第 22 条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得として徴収するものとする。
- 2 前項の不正利得については、原則 として、法第 22 条第3項の規定によ り当該返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を併せて徴収する ものとする。

2 市長は、前項の行政措置に対し、 勧告事項改善報告書若しくは命令事 項改善報告書を求めるものとする。

(監査後の経済上の措置)

- 第 13 条 市長は、監査の結果サービス 事業者等の介護給付等対象サービス の内容又は介護報酬の請求に関し、 不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合、国民 健康保険団体連合会に連絡し、当該 サービス事業者等に支払うべき介護 報酬からこれを控除するよう措置するか、又は返還金相当額を当該サービス事業者等から直接保険者である 市に返還するよう求めるものとする。
- 2 返還の対象となった介護報酬に係る被保険者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、該当するサービス事業者等に対して、当該自己負担額を被保険者等に返還するよう指導し、当該サービス事業者等は、当該被保険者等にその旨通知

改正後	改正前
	<u>する</u> ものとする。
	3 監査の結果、介護給付等対象サー
	<u>ビスの内容又は介護報酬の請求に関</u>
	<u>し、不正又は不当の事実が認められ</u>
	た場合における当該事項に係る返還
	対象期間は、原則として過去2年間
	<u>とする。</u>
(監査にあたっての留意事項)	(県との連携)
第 17 条 市長は、指定地域密着型サー	第 14 条 監査及び行政上の措置を行う
ビス事業者等及び指定居宅介護支援	<u>にあたっては、県に対し、必要に応</u>
事業者等に対し第 14 条の規定による	<u>じ所要の協議を行うものとする。</u>
行政上の措置を行う場合には、事前	
に県知事に情報提供を行うものと	
し、情報提供を受けた県知事は、当	
該市長に対し必要に応じ助言を行	
<u>う。</u>	
2 市長は、法第 197 条第2項の規定	
に基づき、監査及び行政措置の実施	
状況について、厚生労働省老健局総	
務課介護保険指導室に報告する。	
(その他)	(その他)
<u>第 18 条</u> (略)	<u>第 15 条</u> (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。